



# 家電量販店でカードが使われた！？ 不審な電話に注意

## 事例：

家電量販店を名乗り、「あなたのキャッシュカードが使われている」と電話があった。その後、預金保険機構というところから電話があり、カードの暗証番号を伝えた。するとさらに警察からも電話で、「犯人を捕まえた。利用停止にするので、預金保険機構の人がカードを取りに行く」と言われ、受け取りに来た預金保険機構の職員を名乗る人にキャッシュカードを渡した。確認したら口座から50万円引き出されていた。  
(80歳代 女性)



©Kurosaki Gen

※(独)国民生活センター 見守り新鮮情報 第356号より抜粋



## トラブルにあわないためのアドバイス



- 家電量販店や百貨店などが、直接顧客に対して「店頭であなたのカードが別の人の使われている」などと電話をすることはありません。このような電話があったらすぐに切りましょう。
- 警察や公的機関、金融機関の職員等が、電話で暗証番号を聞くことや、カードを預かりに行くことはありません。絶対に他人にキャッシュカード等を渡したり、暗証番号を教えたりしないようにしましょう。
- 少しでも怪しいと思ったら、すぐに最寄りの警察や消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン188)。

**LINE で情報発信！**

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、  
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で  
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター	
電話	(086) 803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086) 226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～16時30分